

平成27年第1回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成27年5月29日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	5月29日 午前10時00分		
	閉 会	5月29日 午後3時11分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	1	與 儀 常 次	2	上 原 祐 希
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成27年第 1 回今帰仁村議会臨時会

議事日程第 1 号

平成27年 5 月29日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第34号	今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第35号	指定管理者の指定について	説明・質疑 討論・採決
5	議案第36号	平成27年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
6	議案第37号	平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
7	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	説明・質疑 討論・採決
8	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	説明・質疑 討論・採決
9	報告第2号	専決処分の報告について	報 告
10	報告第3号	専決処分の報告について	報 告
11	報告第4号	平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	報 告

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成27年第1回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 與儀常次議員及び2番 上原祐希議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第34号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第34号

今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

今帰仁村国民健康保険条例（昭和47年条例第45号）の一部を改正する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が平成26年11月19日に公布されたことに伴い、今帰仁村国民健康保険条例（昭和47年条例第45号）の一部を改正する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険条例（昭和47年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改める。

第6条第1項ただし書き中「3万円」を「1万6千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年1月1日（以下、「適用日」という。）から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の適用日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第34号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第34号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第35号 指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第35号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

記

- 1、施設の名称 今帰仁村地域活動拠点活性化施設
2、指定する団体 玉城区
今帰仁村字玉城611番地
区長 諸喜田 展 生
3、指定の期間 平成27年6月1日から平成32年5月31日

平成27年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第7号）の規定により、この議案を提出します。

以上でございます。

- 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。
○ 1番 與儀常次君 議案第35号 指定管理者の指定について、ちょっと質疑したいと思います。2番目の指定する団体、玉城区、今帰仁村字玉城611番地、区長 諸喜田展生とありますけれども、前の上運天と同じだと思うんですけど確認のため、区長がかわってもそのまま平成32年5月31日までという形だと思うんですけど、次の平成32年5月31日に区長がかわった場合は、このときの区長にということで、また管理者の指定が変わってくると思いますけど、これについて答弁を求めます。どういう方法でやるのかです。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの質疑にお答えします。

今の指定する団体の区長がかわった場合ですね。その件については上運天区の場合とも同様でございます。区長がかわろうと、その団体の長として契約しておりますので、その約束が継承されるということは法的にも問題ございませんので、5カ年間は拘束されるということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 理解しました。もしですね、万が一の件があった場合は、また新たにこの5カ年以内にまた区長がかわってきますので、そのときの区長として理解してよろしいですか。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

この団体の長がかわろうと、団体としての契約でございますので、これがその固有の区長の名称がかわろうと、そのまま契約は5カ年間生きるものでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 私が聞きたいのは、万が一区長が亡くなった場合、5カ年内にということで聞いていますけれども、そのときは5カ年後の区長じゃなくして、今現在の区長が2年後にかわる可能性もありますので、そのことということでありますので、途中でということでありますので、途中のときは途中の区長がということになるのか。5カ年後ですので、これは。5年後までは生きるけど、途中のときは途中の方がやるということですよ。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

この契約5カ年内の区長の交代等々がございました場合でも、この契約自体は拘束されるものでございまして、その区長がかわったときに固有名詞がかわったということで、変更もあり得るかもしれませんがけれども、この契約自体はそのまま継続されるということでございまして、また5カ年後にまた新たに契約をします。今の質疑の中の5カ年の内に区長がかわったと、そういう場合は、例えばかわるのではなくて個人として契約したものではございませんので、その団体の長として契約したことでございまして、その方がその団体を代表してやっておりますので、その団体との契約でございます。そのときに万が一のことがあったとした場合でも、その契約そのものは継続されるということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの1番議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 今の答弁では途中で亡くなった場合でも、この契約は5カ年そのまま続くということで理解してよろしいということですね。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

そのとおりでございまして、この固有の区長の誰それと、単に契約を交わしたわけではなくて、それをたまたま代表しているわけでもございまして、その区との契約ですので、それは当然その区との約束は生きることです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 議案第35号について質疑をしたいと思います。

地域活動拠点活性化施設がやっと思いの目を見るわけです。本当に区民の皆様、そして村民、関係各位、こけら落としを非常に心待ちにしているものというふうに思っています。それで3点ほど当局に質疑していきたいというふうに思っています。指定の期間が平成27年6月1日より平成32年5月31日までの5年間と指定期間がうたわれておりますけれども、まずこの上程のあり方ですね。本日はご承知のとおり金曜日でございまして、指定管理の指定日が6月1日。あと2日を待つ日になっているわけです。非常に常々私は申し上げておりますけれども、余りにもこれ、金曜日というきょうの日をなぜ上程の日にお示したのか、非常に駆け込み的な。もし万が一、何かが生じて議決に至らなかった場合、非常にこれは迷惑をこうむるところもあるかと思うのです。なぜ前もってゆとりを持って上程ができなかったのかどうか、不都合があったのか、その点と今後のスケジュールですね。どういったタイムスケジュールがあるのか、例えば

この工期、当然、工期は終えているものと思いますけれども、工期の関係上、今回の上程に至ったのかです。それと、施工業者からの引き渡しはいつになっているのか、その点をまず3点明確な答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時17分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時18分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 10番久田議員の質疑について説明いたします。

この地域活動拠点活性化事業の玉城区の工事については、工期が平成26年10月28日から平成27年5月29日の工期をとっておりました。その中で工事が竣工したのが5月22日に竣工が届けられまして、村の検査が5月26日に検査を終えております。その検査に基づいて合格通知を出したのが5月28日の日付で合格の通知を出しております。タイムスケジュールについては、工事関連についての工期については以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時19分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時20分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑についてお答えいたします。

引き渡しについては合格した5月28日の引き渡しとなります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいまの課長の答弁でおおむね理解はしています。ただ、やはり否めないのは、余りにも駆け込み的などころは私は否めないと。工期の関係上、そういう措置を取らざるを得なかったということは理解しておりますけれども、やはりもう少しゆとりを持った、事業者からの引き渡しを28日ですか、26日、事業者から。これは村のほう引き取るわけですからね。そういった場合、ある意味ではこれは非常にそういう物件に関しては多くの方々がこういう施設を、長年にわたってこれは利用するわけでございます。これは品質と安全というのが非常に確保されなければならないというふうに思っています。そこで、そういう例えば保険ですね。いわゆる平成26年ですか、正式に事業者からの引き渡しがあって、村が今管理している状況で。いわゆる保険がですね、例えば公共工事の場合には工事保険、あるいは組み立て保険など、これは当然かけるのが義務づけられていると思いますけれども、引き渡しをした時点で、この保険の付保の問題ですね。あるいは今、ブランクになっているところがあるわけです。私はそういうふうに理解をしているんですけれども、28日から1日に引き渡しをした時点から、その保険の有無ですね。そういう点はどうなっているのか。これは少し疑義を感じている状況でございますので、そういった点ですね。まず品質は当然のことだと思いますが、まず安全ですね。特に今回は土日を含むというところからすると、土日は犯罪率もかなり増すと思います。マスコミ等でご承知のとおり、放火であるとか、そういうところが非常に懸念されるところもあるわけです。現に謝名の公民館も一度ボヤ騒ぎが実際に起こっておりますので、そういった点をどういうふうにご認識されているのか、しっかりと答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの10番久田議員の質疑について説明します。

おっしゃっている保険ですが、今、起案をしまして、きょう可決すれば、すぐ電話を入れて契約という考えで今、内部では起案して進めています。今の保険の話ですね。一応、きょう付で皆さんの議決を得ればすぐ電話一本で締結できるように準備はしています。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時23分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時27分)

當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 おっしゃるようになりますね、28日までは業者さんのものであったと。それで29日に役場に引き渡されたわけですがけれども、要するに引き渡し完了しているので…、28日ですか。きのうときょう、要するにこの我々が提案して可決する間は、もちろん村の建物自体は村の責任で守っていかないといけないと、そういうことでは認識しています。それが長くなればなるほど我々の建物を守らないといけないという責務も認識しています。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長の答弁もわからなくはないわけですが、ただ、行政としてのリスクが高くなったと言えるわけですね。リスクの回避をしなければならない。いかに低く抑えるかという点で、もう少し私はまめに業者と連携を密にして、間違いなく私は通年保険に入っていると思うんですよ。そののしっかりした答弁が私は欲しかったわけですが、いわゆる引き渡しをしても、以前は、工期までは業者の皆さんが補償をすると。何かがあった場合。時世に合った、保険会社のほうからもそういうプランを進められるわけです。建物に関しては恐らく通年、火災については1カ月ぐらい引き渡しをしても適用するような業者は持っている。そういうところまで私は認識をしてきょうの答弁が欲しかったわけですね。いわゆる、今の答弁では非常にリスクが高い。何かあった場合5,000万円も出すんですか。そういうことになりますよね。ですから、そういう認識のもとで議会にはしっかり臨んでいただきたいということなんです。なぜこういう金曜日にやるのか、土日ですよ、土日は犯罪率も当然高くなります。丁寧に、いわゆる提案をしていただきたいというのが私の要望なんです。細かいことを言ってもあれですが時系列からいっても、また今泊区が控えているという話を聞いておりますので、やはりそういう課題解決に向けてしっかり庁内において協議をしてですね、臨んでいただきたいというのがまず1点なんです、やはりこれはどうしても犯罪はいつ起きるかわからない。予測ができないところもあるものですから、その辺はやはり付保の問題はタイミング、いわゆる上程のタイミングですね。どうも金曜日に上程するというのは私は余り好ましい上程の仕方ではないのかなという認識をしておりますけど、その辺ですね、提案者である村長のほうから、どうのご認識を持ちになっているのか、そのあたりを答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

29日の金曜日に提案するというのはどうかということではありますが、これまでのご指摘の中にもありましたように、これは5月28日に引き渡されておりますので、今回の場合に限って言いますと29日でしたかできなかつたということでもありますので、ご理解をしていただきたいと思います、これまでいろいろご指

摘されたことについてはですね、十分課長会でも検討して次に生かしていきたいなど、こういうふうと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの10番議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいまの村長の答弁で、しっかりまた次の事業に生かしていただければと。それと、ある意味、駆け込みという表現もしましたけれども、この指定の期間を必ずしも私は6月1日からということではなくてもいいと思うんです。その縛りは規定されているのか。やはりこういういろいろな保険の問題、さまざまな課題もありますから、その辺はですね、別に6月1日、実務的に便宜上そのほうがいいというのは私も理解はしておりますけれども、その辺はしっかり今後とも協議していく余地があるのではないかなというふうに思っています。非常に新しい施設で、期待も膨らむ一方なんですけれども、やはり地域の交流の場や、防災拠点として非常に機能を高めていただけるものというふうに期待もして質疑を終わりたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第35号 指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第35号 指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第36号 平成27年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第36号

平成27年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村一般会計補正予算

平成27年度今帰仁村一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,438万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,911万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月29日

今帰仁村長 與那嶺 幸人

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,045,013	10,771	1,055,784
	2 県 補 助 金	838,980	10,771	849,751
19 繰 入 金		94,240	3,609	97,849
	1 繰 入 金	94,240	3,609	97,849
歳 入 合 計		4,984,734	14,380	4,999,114

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		585,190	399	585,589
	1 総 務 管 理 費	472,859	399	473,258
6 農 林 水 産 業 費		645,301	385	645,686
	2 林 業 費	10,387	385	10,772
8 土 木 費		382,798	2,159	384,957
	4 港 湾 費	19,208	2,159	21,367
10 教 育 費		672,020	11,437	683,457
	1 教 育 総 務 費	100,506	11,437	111,943
歳 出 合 計		4,984,734	14,380	4,999,114

歳入歳出総括は割愛いたしまして、6ページお願いいたします。歳入、16款県支出金、2項県補助金、

6目教育費県補助金、補正額が1,077万1,000円でございます。5節の沖縄振興特別推進交付金の1,077万1,000円でございます。

続きまして次ページ、19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金が補正額360万9,000円、1節の繰入金の360万9,000円でございます。

続きまして8ページ、9ページは割愛いたします。10ページ、歳出、8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、補正額が215万9,000円の増でございます。これは7節の賃金が主な要因となっております。

続きまして11ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費が補正額1,143万7,000円、主な節といたしますと7節の賃金261万4,000円、8節の報償費106万円、9節の旅費324万6,000円、13節の委託料が316万1,000円となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 これから議案第36号 平成27年度今帰仁村一般会計第1回補正予算についての質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 補正予算について質疑いたします。

6ページ、歳入16款2項6目教育費県補助金、5節沖縄振興特別推進交付金。地域型就業意識向上支援事業の1,077万1,000円と同じ内容だと思うんですが、歳出の11ページですね。10款教育費1項2目の地域型就業意識向上支援事業、この事業の詳しい説明を求めます。これは、先日行われた学力推進向上大会でも教育長のほうから少しお話があったと思うんですが、より詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

この事業はですね、いわゆる県の一括交付金事業として事業名が地域型就業意識向上支援事業という事業となっております。各市町村に分配されました一括交付金ではなくて、県の一括交付金事業を活用しての事業です。中身につきましては、本村の北山学園プロジェクトの目標でもありますキャリア教育の向上と非常に深い内容の事業でありまして、このキャリア教育、かつては職業教育とか、それから進路指導とかという呼び方をしていたんですが、もっと幅広くキャリア教育というのは子供たちの学生時代だけではなくて、就業した後、それから死ぬまで生涯教育の部分の中で、生き方を考えていく教育ということで捉えていただければと思います。それで、この地域型就業意識向上支援事業なんですが、中身については、例えば教育ファーム事業、これはですね、本村は農業が基幹産業ですので、本村の子供たちには農家ももちろんいますが、あらゆる職業を持っている保護者の子供たちも含めて、農業とかそれから6次産業ですね。いろいろな加工品含めて体験をしていただきたいということで、これは新潟市が先行した教育ファーム事業というのをやっているんですが、新潟市でこの研修施設をつくって、市内の子供たち全てに行っております。そういう形で教育ファーム事業を小学校5年生に宿泊を伴って進めていく事業です。

それから2点目が県外インターンシップ研修。これはですね、夏休みに予定をしているんですが、村内の中学校の6名、それから北山高校の6名を県外の企業等に派遣をしまして、インターンシップやそれから企業研修、それから特に優良企業といいますか、活躍している企業等を見学研修する事業です。

それから3点目がキャリア教育。スーパー講師招聘事業。これもさまざまな職業についている有名講師を招聘をして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の子供たちに刺激を与え、夢や希望を持たせるために

講演活動を行っていく事業です。

それから4点目がキャリア教育視察開拓事業。この地域型就業意識向上支援事業は3年間の事業でございまして、子供たちを派遣するインターンシップが可能な企業とか、それから研修とする企業とかを開拓したりとか、それから視察に行く事業を考えております。

それから5点目、生き方支援元気アップ事業という事業も組んでおります。今帰仁中学校には少なからず不登校ですとか、不登校気味の生徒がいます。その生徒たちが卒業した後も、例えば家庭にいなから引きこもったり、ニートとしてという現状もございますので、その生徒、何名かを県外の施設というか、就業施設に何日間か一緒に送り込んで、生き方を学ぶという生き方支援元気アップ事業も計画しております。

それから最後に、今帰仁プロデューサー育成事業というのがございますが、これは、このキャリア教育に特化した企業、株式会社ルーツさんに委託をしている事業ですが、中身は北山の風キャラバン、それから2つ目が今帰仁村観光客誘客プロジェクトということでございます。北山の風キャラバンは、今帰仁村のプロモーションを目的として、この北山の風のメンバーがイベントを企画したり運営を行っていくという事業です。それから、今帰仁観光客誘客プロジェクトは、北山の風のメンバーでフィールドワークを行って、地域資源の発掘とロゲイニング、これはゲーム性を取り入れたチーム対抗散策アクティビティというイベントを企画立案して、起業家精神を養っていくという6本の事業をこれから実施していく予定でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 6本の柱といいますか、事業をされるということで理解いたしました。再度質疑いたしますが、1本目の農業に携わる子供を育成しようというのがあると理解しておりますが、これについて、民泊とかそういったのも関連しているのでしょうか。聞き違っていたらあれなんですけど、こういった感じで民泊も受け入れしながら、民泊といいますか農家の家に宿泊して農業を体験するというふうな進め方と理解してよろしいでしょうか。説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

この教育ファーム事業はですね、今、質疑されました農家へ民泊ということではなくて、本村にあるあいあいファーム、宿泊研修施設も伴っておりますので、今現在その取り組みではなくて、毎年、小学校5年生が宿泊体験活動ということで、名護青年の家を活用して宿泊体験学習をしておりましたが、今年はそれもあわせて、別に今帰仁にあるあいあいファームを活用して、そこに宿泊をして農業体験とか、それから6次産業体験を行うということでもあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 理解いたしました。11ページの旅費の324万6,000円があるんですが、これは県外へのインターンシップ研修事業への旅費に充てるということで理解してよろしいでしょうか。説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご指摘のとおり、県外へのインターンシップ研修の旅費としても使

います。それから県外スーパー講師といいますが、県外の講師を招聘するときも使います。それからキャリア教育視察開拓事業としても使いますし、それから生き方支援元気アップ研修事業にも旅費として使われるということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 歳出の9ページ。6款農林水産業費、2項林業費の1目林業総務費の11節需用費の修繕費です。乙羽岳キャンプ場及びバンガロー等補修費。窓ガラス・電気設備等の22万6,920円と茸生産施設修繕費です。第2茸生産施設、雨樋とかありますけど、これはバンガローのガラスが割られたのかですね。どうしてこんなに22万円とか出ているのか。それと、次の茸生産施設ですね。まだつくって長らくならないんだけど、はや修繕がどうして入ったのかですね、説明求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

乙羽岳キャンプ場及びバンガロー等の補修費。窓ガラス・電気設備等についてでございますが、22万6,920円の内訳につきましては、前指定管理の上間商店ですか、そこが管理報告の中で上がってきた内容のものを今回引き継ぐ中で出てきましたので、それを夏休みとかゴールデンウィークに、ゴールデンウィークにはちょっと間に合いませんでしたが、それに向けての第1回の議会でございますので、今回提案しているところでございます。内訳につきましては乙羽岳、最初の小さなバンガローが5棟ございますが、そこに外灯が3基あります。その漏電等による防犯灯の修繕ですね。これが7万4,480円、それからバンガローの中のコンセントですね。泊るお客さんもさまざまな方がいらっしゃって、コンセントの部分が飛び出していたりというのが結構ございまして、その埋込ダブルコンセントとかという電源周りの修理が7万8,520円、これは大型のバンガローのほうになっております。あとは乙羽岳森林公園キャンプ場のトタンとかガラスの破損の修理で5万2,920円。キャンプ場の管理棟の修繕です。それと乙羽岳の展望台のほうに上がるトイレの浄化槽の修理に2万1,000円計上しております。あと、第2工場の件につきましては、第2工場の運営管理をしていただいておりますマッシュファームなきじんさんのほうからですね、破損等についてありました。大きな雨樋の件につきましては、昨年10月の台風19号の影響を含めて、北側に面している第2茸生産施設の雨樋が危ないので下ろしたと。それを再度、雨樋をつくるということで計上しております。それとポンプ室ですね。火災防火施設のパッキンがちょっとだめになりまして、それは予算計上前に少し緊急でしたので管理者であるところに修繕していただいたんですが、そのパッキンの取り換えの工事含めて15万7,100円の計上をしているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ただいまの課長の説明でバンガローが整備されたと。民泊で子供たちを展望台へ連れていったら誰もいないんですよ。使う人が。立派に整備されていますので、今帰仁村の子ども会とか、いろいろ団体はありますので、私にも小さい子供たちがいたときはいろいろバンガローを借りて利用しましたので、ぜひ委託費を受けて管理をする方にもですね、村内にぜひピーアールしてもらいたいなと思っています。立派に金をかけて村がやってもですね、使ってくれなければ意味がないんですよ。いい景色で整備されていますけど、ぜひ村外じゃなくして村内の子供たちが多く使ってくれるようにできたら

なということで、あちこちに言って、消防のアンテナも向こうでつくっていますので、よく行くんですけども、使う人が見えないんです。ぜひ夏場でもいいですよ。夏休みでもいいですので、利用の推進呼びかけを委託を受けたメンバーにはぜひバンガローのピーアールもさせながら、有効に使ってもらうような施策も展開すべきじゃないかなと思っています。修理しておいて、誰も使う人がいないとなると、宝の持ち腐れみたいな感じがして、あちこち回って、東村も回っていますけど、東村には劣りますけどいい施設です。景色もよくてですね。村内、3方に海も見渡せる展望台もあってですね、もっといいのはいいということでピーアールしながらですね、ぜひ、一番は村内の方が使ってみて口コミでピーアールしていくと思いますので、ぜひ有効利用させるためにも行政も委託業者とともに力を合わせて、まず村内から使ってみて、いいのは自分たちでまたピーアールできると思いますので、そういう方法もできたらなと思っていますので、その辺について再度答弁を求めて終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑についてご説明いたします。

質疑については村内に利用者が少ないのではないかと。まず利用者も少ないのではないかとというご質疑でしたけれども、4月からは特定非営利活動法人ナスクに指定管理がかわりまして、4月、5月の総宿泊者の利用人数は4月が124名、5月が431名のまああの施設の利用者はございました。ただ、その内訳については村内であるか村外であるかというものは把握してございませんけれども、今後、村内の利用等につきましては沖縄県のキャンプ協会ですか、向こうとの連携も図りながら事業を進めていくということ聞いておりますので、その辺、村の子供たちが参加できるようにピーアールしていくように、できるだけ村民も使えるように指導していきたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 例を挙げますと、東村はですねナスク、ネオスの笹尾さんとも連携してですね、ナスクのメンバーはわかるんですよ。笹尾商工ですね。この前、東村でいろいろつつじ祭りのときに北山の風がステージを盛り上げるために行ってきました。アウトドアの業者と連携しながらですね、いいように活動しているんですよ。我々村でできなければ、そういう専門業者がいますのでアドバイスを受けながらできたらなと、本土からも県内からもいろいろ参加して盛り上げていましたので、ぜひそういう活動がいい拠点場所だと思っていますので、ぜひ自然を生かしたアウトドアも大事だと思っていますので、いい施設でありますので、ぜひそういう活動をともにできたらなと思っています。我々議会も行政も一緒だと思いますので、みんなでいい方向にピーアールしながらですね、島ヌワランチャー、やんばるの子供たちに利用させながら、また中南部の癒しの場所となればなと思っていますので、今後はナスクのメンバーとも協議していけたらなと思っています。以上で終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時59分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時12分)

ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 歳出8ページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節の役務費でありますけど、ふるさと納税クレジット決済手数料として16万4,000円が説明にあります。これにつ

いての詳しい説明を求めます。

それから、同じく2款1項の中の5目企画費、13節委託料ですね。不動産鑑定評価業務及び価格査定業務、旧郵便局跡地23万4,360円が入っています。これについての詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑についてご説明いたします。

8ページのふるさと納税クレジット決済手数料のご説明でございますけれども、これは議会でもいろいろ議論になっております、ふるさと納税を促進させるために、今後インターネットを通したふるさと納税の活性化、推進ということで、この費用が初期費用が3万円。このインターネットに載せる費用が月々の費用が1,620円の7カ月、1万1,340円。それと、ふるさとチョイスというものに載せますので、その業者への手数料としまして3,750円の7カ月ですね。2万6,250円で、その中で手数料が1%程度出ますので、昨年度の実績等々を考えまして9万5,600円。合計16万3,190円の合計になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について説明いたします。

8ページの2款1項5目の鑑定の委託料ですけれども、これは旧郵便局跡地の土地と古くなった建物、その鑑定委託ということで計上しています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 ふるさと納税について、インターネットにつなぐための初期費用と、それから業者への支払い等ということであります。それで平成26年度のふるさと納税の金額をもし手持ちでありましたら平成25年、平成26年のふるさと納税の実績ですね、そのほうについて答弁を求めます。

それから不動産鑑定評価業務及び価格査定業務でありますけど、これを各種団体がたくさんあるので、そこで使わせていただきたいということと、児童館とかですね、活用する方法があるんじゃないかということで、もしそういうことをお考えじゃなくて、民間への売買ということだったら、そのほうを考えていただきたいということで申し上げているわけです。これについて、例えば具体的に買いたいという申し出があるのかどうかですね。そうではなくて、村としては財政の穴埋めのために、財政に少しでも寄与するために売買を考えていることなのか。そのあたり、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑についてご説明いたします。

8ページの役務費です。これについてのふるさと納税の額ということなんですけれども、平成24年度が1,159万円、平成25年度が1,876万円です。平成26年度が951万円という実績になっております。もう1点目の旧郵便局跡地につきましては、平成26年の3月議会だと思っておりますけれども、その中でパルについての廃止条例を議決されております。今婦仁村地域交流プラザ設置及び管理条例の廃止を可決しております。等々がございまして、今のところ一般財産として所有しているような状況で、後ほど全協でも前の議会でも議論がございました、これを処分するときの方法についてのご説明を全協で説明する予定にしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時23分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時24分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 ふるさと納税、平成24年度で1,159万円で平成25年度が1,876万円、平成26年度が951万円ということであります。これは平成26年度は平成25年度から比べたら約半分になっていますので、ぜひきょうありましたインターネットとかを活用するということ、そういう広報ピーアールの方法をお考えのようでありますので、そういうことを通じて、ぜひ全国、世界に発信して、ふるさと納税がより多く集まるようにしてもらおうように努力していただきたいと思っております。

委託料の件についてですが、そのあたり、後ほどお話があるようでありますけれども、有効利用をしていただきたいと思っております。以上終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 歳出の11ページです。10款1項2目、9節の旅費についてであります。県外インターンシップ等も考えていて、中学生6人、高校生6人で夏休みに大手企業へ研修という形ですが、これは場所と、あと受け入れ企業ですね。その辺はもう決定されているのかどうか、説明求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

今年度の県外インターンシップ研修につきましては、今、調整を進めているところなんです。今のところ打診をしているところが千葉県ディズニーリゾートのおもてなし、こういうホスピタリティの研修をして、ディズニーランドのスタッフというか、キャストの仕事ぶりを見ながら研修するという部分と、それから舞浜ホテルのホテルマンのベルボーイとかですね、それから部屋のベッドメイキング、そういった何種別かの職種がありますので、そういう研修をしたり、それから東京都内の企業を訪問するという方向で今、調整をしているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 大変、人材育成にとっては大きな事業だと思いますので、すごくいいものだと思うんですが、これは事前研修とか研修後の研修等が大変重要なものになってくると思うんですが、その辺はどのような形で行うのか、ご説明ください。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 県外インターンシップ研修の事前研修につきましては、特にこの事業の趣旨が就業意識の向上という部分でありますので、働くとは何かとか、それから働く意義や自分の夢や希望に向かっていく意識を高めるために、教育委員会での事前研修を2回ほど予定しております。その中身は、仕事についての講話をひとつ考えていってですね、それから県外企業とか、それから研修をするためにマナー講座とか考え方でとか挨拶とか、そういうことを事前指導でやっていきます。それから事後指導につきましては、中高生がそれぞれ行った職場等、それぞれで体験発表をまず自分たちの学校でやってもらう。限られた人数でするので行けなかった生徒たちにも、こういう学習をしてきたということで学校で発表をしながら、行けなかった友だちに内容を伝えていただくという部分で、プレゼンテーションもつくりながら周知広報をしていくということを事後研修で考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 事前研修についてですが、これは2回の講演会の予定ということですが、事前研修ですね。これは選ばれた6人ずつ、計12名への研修になるのでしょうか。わかりました。研修後の研修については、全校生徒含めての研修報告等を重ねていくということでしたので、ぜひですね、人材育成に対して大変大きなものでありますので、ぜひ成功させてもらえたらと思います。これは地域型就業意識向上事業という名のもとでありまして、これはまたその子たちがですね、しっかり今帰仁村に帰ってきて、どう事業をしていくかという部分に関しても踏み込んでいくのかどうかを説明求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 この地域型就業意識向上支援事業はですね、今帰仁村の特性も子供たちに理解していただきながら地域を愛するという部分で、村内に残って頑張っていくことはもちろんですね、村外に出ても、例えば幅広く日本全国とか、あるいは世界に出て行って、ただその中でも今帰仁村で育って今帰仁村を愛している子供たちを育成したいと思っておりますので、どこからでも今帰仁村のために何かできないかと。例えば研究者とか科学者になって、自分の研究が例えば今帰仁村の農業とか観光とかいろいろな部分に役立てる人材を育成しようと思っておりますので、そういうことで、この県の事業は3年事業であるんですが、非常にたくさんのお金を活用できます。特にこの3年間で小学校、中学校、高等学校、それぞれの学校種の子供たちに大きな研修とか、ものができますので、この3年間の子供たちを本当に今帰仁村のゴールデンエイジと、黄金の子供たちということで鍛えていって、この子供たちが今帰仁村の中心になって活躍していただければなというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 11ページ、10款1項2目、先ほども同僚議員からもありましたが、6本の柱を行うということでしたが、その中のプロデューサー育成事業について、詳しい説明を再度求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 今帰仁プロデューサー育成事業についての中身なんですけど、この事業は行政だけではなくて産学官で取り組んでいただきたいという県の趣旨がありまして、この連携する団体の中で学校はもちろんですけども、このキャリア教育に関連した観光協会とか、それから今帰仁村商工会とか、キャリア教育の株式会社ルーツさん、それから、同じキャリア教育の企業でありますオーシャン・トゥエンティワンさんを委員としてですね、いろいろ連携、協議をしながら進めていく予定であります。各団体の商工会の事務局長さんとか、観光協会の事務局長さんをメンバーに入れて、そういう形でよりいい研修ができるようにしていきます。それで、これは委託というかルーツさんが委託したんですが、特に北山の風の演技とかをする以外に、子供たちに今帰仁村をプロモーションしていただいたりとか、それからいろいろ販売促進のコーナーを自分たちで考えてもらってやっていくとか、ということを観光協会のほうと少し連携しながら進めていく予定です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 ただいまの説明である程度理解いたしました。先ほどの説明の中で、株式会社ルーツさんの話だけで、村内観光協会と商工会ですね、絡みがないのかなと思ひ再度質疑いたしました。

以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 質疑をしたいと思います。6ページですが、先ほど来、同僚議員からもありましたけれども、少し割愛をして質疑をしていきたいと思っております。先ほど同僚議員からの質疑の中の答弁において、教育長より県の一括交付金の中で、北山学園プロジェクトのキャリア教育の中における生き方、あるいは考え方を模索していってもらいたいと、子供たちに。並々ならぬ思いが伝わってきて大変評価をしたいというふうに思っています。そこでですね、先ほど教育長からもありましたけれども、当然、この事業名のごとく就業意識向上、それも一義的にあるというふうに理解しております、さらには本県の、あるいは本村の厳しい若年層の雇用情勢を改善する対策の1つとしての事業名で、このメニューの中にあると思うんです。先ほど来、教育委員会のほうに重きを置いて、教育委員会だけの事業なのかなと取られがちですけれども、これは先ほど答弁がありましたとおり産学官連携をして、この意識向上。あるいは若年層の雇用の情勢を改善するというのも答弁されておりましたので、当然これは市町村、そして教育委員会、そして協議会でもこの事業は宛てがっていけるものだというふうに理解をしているところであります。そこで、この応募資格ですね。今回は教育委員会、さきの議会においてもそういう答弁をされておりましたので、今後ですね、これは先ほど商工会と観光協会がやるということもありましたけれども、当然NPO、そして経済団体ともですね、これは産学官が連携をして、そういう就業意識向上、そして雇用の改善に宛てがうということも私は理解しております。今後ですね、商工会あるいは経済団体等にももう少し周知をしてですね、事業をですね、大変これは北山学園プロジェクトに宛てがうというのは私は評価をしておりますけれども、もう少し裾野を広げて、あるいは商工会、あるいは観光協会、そして経済団体ですね、そういうところまでもう少し踏み込んでやっていく考えはないのか。それと、この上限額ですね、補助率と。その辺のまず答弁を求めたいと思います。

めぐりまして、先ほど来、同僚議員からもありましたけれども、8ページの不動産鑑定評価業務及び価格査定業務旧郵便局跡地。先ほど同僚議員からありまして答弁がありましたけれども、さきの議会におけるパルの廃止条例の可決に伴う普通財産になっているというところから、この鑑定を委託で入れるからにはどういった趣旨、目的で入れるのか。この目的を明確に答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 まず先に、この事業は3年事業なんですけど、補助率についてちょっと説明をいたします。上限が1,500万円の事業であります、単年度。ただ今回、それに達しなかったんですけど、満額ですね1,500万円要望をしていたんですけど、もう一つ、ちょっと北山高校の海外姉妹校締結についての海外に行って姉妹校と絡めてですね、海外への就業意識ということで最後まで詰めていたんですけど、最終的にぎりぎりになって、ちょっとこれでは教育に関する部分に特化しすぎているという部分で、そこは削られて、今年度は満額に達していない状況です。補助率につきましては1年目100%、2年目90%、3年目80%の県の補助事業であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑についてご説明いたします。

8ページの旧郵便局跡地の不動産鑑定についての目的は何かということでございますけれども、全協でもお話ししようということでございますけれども、これは今回、これを公募して売却をしていく目的で、今回鑑定を入れています。これが鑑定評価の価格が入札のベースになると、基本になるということで、予定価格を決定していこうということですので今回、鑑定評価を入れていて、その手順については具体的に全協のほうで要綱、要領等についてですね、ご説明していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時41分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時41分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑の経済団体とかNPOとか、ほかの方向にも例えば活用できないかというご質問なんです、これは県の一括交付金で県の雇用政策課の事業であります。それで、この地域型就業意識向上支援事業が今年から始まったわけではなくて、二、三年前から始まっております。各市町村やっているんですが、この一般の方々についてもやっているところはあるんですが、この雇用政策課から教育委員会に直々にこういう事業をやってみてはどうですかということで、例えば我々の知る範囲としては、小中学校、学生の知る範囲ですので、例えば仕事を求めているとか、仕事をしていない一般社会人につきましては別の事業で、今、中身が就業意識の向上ですので、いかに子供たちの意識を変えて働く意欲を持たせていくかという部分での事業ですので、今、10番議員がおっしゃる、ほかの経済団体とか、ほかの課程についての事業は別にあると思います。今、教育委員会として、まずやってみませんかということでしたので、それで今、商工会や観光協会、企業も連携はするんですが、そういう方向で今、この事業につきましては考えているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時43分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時47分)

當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 10番久田議員の質疑について説明いたします。

今、企画のほうで進めているのは今帰仁村、要するに村の一括交付金を企画のほうで前回のものは取りまとめて実際に実施をやっている状況であります。一方で、おっしゃっているように沖縄県も同じように、要するに公共投資交付金と推進交付金の2つがあります。それで推進交付金、公共投資交付金についても県のものに関しては、それぞれの関係部局で、今の現状は対応しているのが現状であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 教育長、そしてまた課長の答弁で理解はしています。またこれは非常に県の一括交付金の中で10分の10、2年目には10分の9、3年目には10分の8というように補助率が高くて、非常にこれは活用する意義があるのではないのかなというふうに思っています。特に本村の場合はですね、失業率もたしか4.9%、非常に高い推移を占めているものですから、そういう中でも非常にこれは経済団体と連携も密にさせていただくと、これは本村にとっても村益が増すんじゃないかなという思いで質疑をしております。ぜひですね、これは教育委員会、そして経済団体とも商工会ともということで答弁がありましたので、今後はいろいろメニューも考えながらですね、村ぐるみで、産官学というのが基本ですので、その

辺はぜひ新体制づくりに効果的な運営が図れるよう鋭意努力をしていただきたいというふうに思っています。

それと次ページ、めくりまして8ページです。休憩中にいろいろありましたけれども、まずですね、きょうの議決を経てですね、もう目的は売却ありきで進んでいるわけじゃないですか。しっかりこれは答弁されたわけですけども、まずその前にきょうの全員協議会、議会終了後、説明するというところで課長の答弁がありましたけれども、全くこれはナンセンスな話だと思います。まず村の議会に諮る前に、私はしっかり説明すべきだというふうに認識しています。これまでの議会の経緯を見てもですね、あるいは記憶は定かではないんですけども、観光協会を入れたいとか、商工会の女性部を活用していきたいということを私は耳にしています。きょう初めて売却ありきで、当然これは鑑定入れると売却ありきとイコールになってくるわけですよ。非常にこれは、きょうの議会終了後というのは私はとても承服できないところがあります。もう少しですね丁寧に、さっきも言いましたけれども、しっかり説明をしてですね、議会に上程する前に、しっかりそういう目的のもとで今後鑑定を入れていきたいと言うのが筋じゃないですか。議会の議決を経てというのは、とても承服できない。その辺、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時51分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時51分)

小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑に説明いたしたいと思います。

議決を受けての説明は逆じゃないかという話なんですけれども、全協で説明するのは、前の議会でも売却については議会に手続等々について説明するということは約束をしております。それで全協に申し入れをしております。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時52分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時08分)

午前中の10番久田浩也議員の質疑の途中でありますので、そこから再開したいと思います。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 質疑をしたいと思います。午前中で議論がかみ合わない点多々ありましたので、再度ですね、この上程に至った経緯ですね。これまで庁議でもいろいろもんだかだと思います。その事細かな経緯、上程に至った経緯をお示しをいただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑についてご説明いたします。

この補正予算案の上程に至った経緯といいますと、もともと旧郵便局跡地はですね、社会福祉協議会のパルとして利用されておりました。その後、建物の老朽化等々がございまして、施設としては耐えられないということで、平成26年3月議会ですね。3月議会においてパルの廃止条例を上程いたしまして可決していただいております。それを受けまして、土地利用審議会、庁内でいろいろ議論がございまして、その中でも観光協会等々の利用ができないか等の議論がございましたけれども、どうしても建物の老朽化も激

しいし、その費用対効果を含め、また観光協会自体もまた別のところを希望するとかという希望がありまして、いろいろ土地利用審議会の中で議論していった結果ですね、民間活力を利用した再利用が非常にいいんじゃないかということで結論に至りまして、今回、売却の方向を見出したような状況であります。そこで今回ですね、その具体的な方法としましてはですね、議決事項ではございませんけれども、事前に共通理解を得ようということで、議会へお示ししていきたいと思っております。また議長の許可を得ましたら資料を配付したいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時11分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時12分)

小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ご説明いたしたいと思っております。

資料に基づいてご説明していきたいと思っております。ページを開けていただきまして、今回、公募に付す物件についてです。物件はですね、旧郵便局跡地。所在地はごらんのとおりでございます。面積はですね、土地のほうで301.79㎡、建物が201.02㎡でございます。建築年月日は昭和53年11月でございます。構造としましては鉄筋コンクリート造りで、一部2階部分は鉄骨造りになっております。その中で、建物自体は旧耐震の基準のものでありまして、雨漏りを確認しているということでございます。

ページを開けていただきたいと思っております。今現在、考えております、この公募に参加できる資格ということで、1、2、3、4と4点ございます。それは地方自治法施行令の167条の4の規定に基づく参加者の資格でございます。まず1点目はですね、この一般競争入札に、該当入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。こういう1番目に該当する者でないことですね。2点目はですね、いわゆるこれは暴力団防止法という中でその法律に該当しない者であるということ。これは当然のことでございます。それで3点目につきましても、地方自治法施行令の中を引用しております。まず1点目が、契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑に、または物件の品質もしくは数量に関して不正な行為をした者。これは該当しないということですね。あと、競争入札において不正。公正な執行を妨げた者とか、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。3点目ですが、落札者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げた者。4点目が地方自治法238条の2第1項の規定234条の2第1項の規定による監督者または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた者。5点目に、正当な理由なく契約を履行しなかった者、等々がございます。6点目には、これまでの各号に該当する事実があつて、経過措置として2カ年は経過した者はできない。経過しないとできないということです。ということで、また4点目に、これまでの2に該当する者を代理人または支配人、その他の使用人または代理としては使用してはならないということでございます。

次のページです。これは入札参加の申し込み及び期間です。これは申し込み場所、申し込み期間について空欄にしておりますのは、これは一月程度を見ていると。一応一月程度を公告縦覧の期間として入れていきたいということで、これは空けてございます。その場合、この公告縦覧の方法としましては広報、区長会、村のホームページですね。あとは掲示板がございます。

開けていただきまして、これは契約の主な条件ということで、使用の制限を定めております。当該物件

を所在する地域の環境に調和した用途に利用するよう努めていることとか、売買代金の支払い期限とか、経費については購入者負担。保証金等々がございます。あとは様式ですね。

次のページ、6が入札の日時と場所。ここも掲示になると思います。あと7番については保証金ですね。保証金の額は100分の10にするということですね。保証金の納入方法については、規定を設けております。あとは入札保証金の不還付、入札保証金への利息はつけないとかという規定を設けております。あとはですね、最後の8は入札の心得ということで、これは通常の入札でもございます規定を設けているような状況でございます。具体的な入札要領と申しますか、は以上のように入札をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時20分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時21分)

小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ご説明したいと思います。まず、この跡利用について村にあります土地利用審議会という正式名称ですけども、今帰仁村の公有財産管理運用委員会ですね。公有財産管理運用委員会において、まず平成26年3月議会での条例廃止を受けまして、その受けて後、その中身についても民間のほうから、3社のほうから中を内覧したいと、見たいということで来ております。村内の方が2人と、1人は村外から来ておりますけれども、そういうこともございました。そして議論の中でですね、回数は何日に何をやったとかというのは後でまた提出したいと思いますけれども、まず概略ですね。まず観光協会等が入居できないかと。そういう話も出たんですけど、所管課のほうからですね。ただ、観光協会自体もですね、場所がそこではなくて、また別の場所を希望しているというところがあったり、あと、商工会は直接はなかったんですけど、そういう中で議論を経まして、そういう中で、またこの担当含めて中もチェックしながらやったような中で、その公有財産運用委員会の中で何回か議論をして、この回数についてはまた後でご報告したいと思いますけれども、そういう議論を経ながら、あらゆる今ある、最初は行政財産としてありますので、そのまま使えるかどうかというのがありまして、どうしても普通財産に設けて、先ほど説明したように費用対効果も含めてですね、民間活力ということもまたあるかということ、また旧今帰仁保育所ですか、ああいうものもございましたので、ああいう事例もですね、過去の事例等々もありまして、そういうものもございまして、そういう議論の中で、やはり民間の活力を利用した再整備が必要ではないかということで、結論に至ったような状況でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長の答弁でですね、この公有財産の処分における方向性を見出した中で、これはしっかり議論ができたのかということ、非常に何回もったかということも曖昧です。この答弁の中では言葉が非常に踊っています。例えば費用対効果、あるいは民間活力を見出すとかというのは、非常に言葉尻を捉えると非常に内容が濃いような感じもしますけれども、ただ、それぐらいのもし庁議でいろいろ協議あるいは観光協会とのディスカッションをしたなら、なぜ上程の前にですね、議会のほうに報告がなかったかということなんです。非常に今、疑義が持たれているのはですね、売却ありきで物事が進んでいるというのは、これは否めないと思うんです。しいてもっと言えば売却先ありきまで、これはもう

決まっているんじゃないかと疑いを持たれても、これは仕方ないと思いますよ。もし、この利用審議委員会の中で話し合われて、ある程度の方向性が出たら、後手後手にならずにまず議会のほうに報告もして、そういう丁寧な上程であれば、このような事態に陥ることはなかったというふうに思っています。もう少しですね、公有財産の処分、これはとても村民の皆さんも神経を研ぎ澄ましている。村有地とかですね、非常にこういう中ですね、もう少し私は丁寧に扱うべきではないかなと。それともう少しですね、常々議会でも話題になりますけれども、もう少しパブリックコメントを吸い上げていく。決して今の答弁の中で私は余り反映されていないのではないのかなと。これは疑義を持たざるを得ないということにしかならないというふうに思っています。ですから今後ですね、特に公有財産の処分の方向性がある程度見出せる状況の中で、これは何も時間とるのやぶさかでないと思いますよ。非常に大事なことだということだと思えますし、この入札案内書を見ても、ぱっと目を通したんですけれども、最低落札価格、その辺もうたうべきじゃないですか。これは基本中の基本だと思いますよ。特にきょうの算定の結果を見て出していくと思うんですけれども、ある程度そういう評価額というのは出ているはずですから、そこは最低落札価格は鑑定の結果を踏まえて、当然うたうのが当然だと思うんですけれども、ある程度のこれは、もしこのひな形が存在するのであれば、ある程度の金額は約ということで入れてもそれはやぶさかではないのかなと思いますけれども、その辺ですね、今後のこの上程のあり方ですね。再三、私は申し上げておりますけれども、もう少し事細かに丁寧にですね、上げていかれるおつもりがあるのか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑についてご説明いたします。

まず2点であったと思いますけれども、1点目の落札価格については、最低落札価格についてはきちんと鑑定を入れてですね、そういう専門家のきちんとした価格が出た段階も踏まえて、そういうこともきちんと押さえて入れていきたいと思えます。あと、この前後の説明と上程のあり方についてはですね、おっしゃるとおりのところがございますので、その辺については真摯に受けとめて、今後、改善していきたいと。おっしゃるとおり公有財産については議決事項ではないのではありますけれども、その中で説明というのは大切じゃないかなと思っておりますので、そのために今回も説明資料をつくっているような状態でございますので、その辺、ご承知おきいただきたいと思えます。今後、改善すべきところはしていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの10番議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長の答弁で、ひしひしとその思いが伝わってきますけれども、ぜひ行動に移していただきたいなと思っております。それと、先ほど来、私はこういう方向性というのはですね、これは行政のトップである、私は村長が述べるべきだと思うんですよ。いわゆる平成26年の3月議会で条例の廃止を可決したという段階であればですね、あらゆる方法を模索する。何もこれは鑑定をきょう、あす入れる必要はないと思うんです。この時点である程度の評価額が出て、その方向が望ましいのか、それとも賃貸に回したほうがいいのかというのは平成26年からまだ1年ぐらいあるわけじゃないですか。その時点で26万4,300円ですか、まず鑑定を入れて、どれぐらいで売れるのかというのも、これは先に出すべきだと

思いますよ。鑑定というのは。そうして方向性を見出していく。売却がいいのか、それとも賃貸がいいのか。そしてパブリックコメントを求めていく。そういう方向性はぜひ村長の口から言うべきだと思うんですよ。方向性というのは。そういうことで組織は動くんじゃないですか。まずトップが方向性を出す。基本中の基本だと思いますよ。物事はそうじゃないと動かないです。組織は人なりですよ。しっかり方向性を出したら動きますよ、法的な問題。そういう課題が見えてくると思います。平成26年の3月に条例を廃止した。これから何もしない、こういう審議会も曖昧で何回やったかもわからない。こんな状態で行政の公有財産の処分なんて、村民はあまり納得するところはないと思いますよ。しっかり村長が方向性をお示しする、その辺で村長の答弁を求めて終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

旧郵便局の跡地の利用についてであります。先ほど課長からも答弁がありましたけど、公有財産管理運用委員会の中で、その条例の廃止を受けて何度か協議をしております。そういう中ですね、どういふふうにご利用したほうがいいのかというのを私なりに考えております。といいますのは、そのまま使えるのであれば普通の民間でも、また公的な場所にも使えますと思いますけど、雨漏りがあってですね、それを直すとするとなんくらいかかるかというのものもあるし、一遍雨漏りをしたものは維持管理費にもものすごく金がかかるというふうに考えております。そして耐用年数が結構いつているという中で、これを行政がこんなに金を使うにしても非常に使いにくいという中で、行政の中でいろいろ議論した中で、ある意味では全体的に処分したほうがいいのかというのがありました。それは私も、これに異論があればもう少しいろいろ検討させますけど、私もこれについては、まず観光協会はどうかという話の中で、ほかの場所がいいとかいろいろありまして、駐車場がちょっと小さいとかいろいろあったという中で、やはり普通の民間でこれを直してまでというのもありまして、売却したほうがいいのか。民間の皆さんで利活用を考えているというのが一番いいんじゃないかというふうに考えて、この予算案を上程しているところであります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第36号 平成27年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第36号 平成27年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第37号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第37号

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,710万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年5月29日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		242,908	300,525	543,433
	1 国民健康保険税	242,908	300,525	543,433
歳入合計		1,666,584	300,525	1,967,109

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰上充用金		1	300,525	300,526
	1 繰上充用金	1	300,525	300,526
歳出合計		1,666,584	300,525	1,967,109

3ページ、4ページは割愛いたしまして、5ページ、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額が3億52万5,000円でございます。内訳といたしましては、1節の医療費給付費分現年課税分が2,749万円。2節の後期高齢者支援金分現年課税分が1億6,491万1,000円。3節の介護納付金分現年課税分が8,280万6,000円。4節の医療給付費分滞納繰越分1,740万4,000円。5節の後期高齢者支援金分滞納繰越分578万7,000円。6節の介護納付金分滞納繰越分が212万7,000円でございます。

6ページをお願いします。歳出、12款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、補正額3億52万5,000円でございます。これは22節補償、補填及び賠償金が3億52万5,000円となります。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第37号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について質疑いたします。

国保は今帰仁村だけの問題ではないんですけれども、毎年3億円余りの繰上充用ということで今帰仁村は対応しておりますけど、今後、マスコミ等でも平成30年には県に移管して取り扱っていくということでもありますけど、今後のシミュレーションとして平成30年まで赤字が解消できなければ、できないということもあるみたいなんですけれども、今後の段階として逆算してですね、これを転じる方法をみんなで考えるべきだと思うけど、これは聞くとところによると、市町村全体で一気に同じ年度ではできないというような話も聞いていますので、赤字でそのままやっているところは一緒に県に移管できないという話も聞こえますけれども、これの実態。今帰仁村は平成30年に向けてできるかどうかですね。また、ともに一緒に歩んでいけるのかどうかですね、いろいろマスコミにも聞きながら住民も心配されていますので、わかる範囲でいいですので説明求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

ただいまのご質疑につきましては、平成30年度をめどに保険者として都道府県も一緒に入ることでのものだと認識しております。この件につきましては県のほうも国の決定、法の成立を受けて大きな動きが出るということですのでずっと私どもも説明を受けておりました。ご承知のとおりかと思いますが、27日にその医療保険の改革法の成立がなされております。これにつきましては、私どもとしては県もこの法令の改正を受けて何らかの動きを、市町村にも示してくるものだと理解しておりますが、今ご心配のあるその赤字について、多額、それから小額を問わず赤字がある保険者については、県との一致団結した歩みが

できないという、その方向性はまだこちらには届いておりません。いろいろなご心配ごとが情報として流れている中ではありますが、今のところ県としての動きがこちらに届いておりませんので、はっきりとしたことが言える状況ではございません。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ありがとうございます。それでは住民からは県に移管すると、保険料が一律なのかなという人もいますよね。保険料は結構市町村ばらばらで、今帰仁村は保険料が高いから名護が良いとか言ってですね、名護にいる方もいるものだから、県に移管すると市町村別の温度差がなく一律にできるのかなという人もいますので、もしわかる範囲で、今は法律が改正された時期で、今から国も県もいろいろ勉強しながらやっていくと思いますけど、今、国会でもいろいろ騒がれてですね、今まで皆、各市町村赤字云々で国保について一番悩んできた場所だと思っておりますので、一緒に足並みをそろえていけないときは、最終的に本当は国で責任を持ってやってもらいたいと思いますけど、今後できたら県に移管した場合は一律の保険料でできるようにですね、村としても県に要望とかできたらいいなと思っておりますので、もしその時点で、今の時点でいいですので、これから会合もって二転、三転していくと思いますけど、わかる範囲内で説明求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん これまで私どもが聞いておりましたことはですね、国民健康保険の保険者を都道府県にするということに当たりましては、最終的には財政責任は都道府県が担うということを知っております。ただし、市町村が保険料率を定めて決めて徴収して都道府県にその分賦金として納めるという方向性が出されておりますけれども、去った医療保険改革法の中で大きくうたわれているのが総報酬割ということは、その負担能力に応じて負担するという意味合いの動きが強いと捉えておりますが、今、與儀議員がおっしゃった村民の不安も十分に理解をしているところでありますので、いろいろ国保協議会とかですね、県との打ち合わせの中ではどんどん声を出していきたいというところでございますが、累積赤字を抱えていま3億円を毎年計上するような形になっておりますけれども、これにつきましては村の努力はやらなければならないと理解しておりますけれども、今後ですね、この改正のほうにもあります健康づくりで医療費の抑制に努める自治体に向けては、特段の配慮をしていく制度を設けるということがありますので、これまで以上にその健康づくりについては努力をしてまいりたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第37号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第37号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成27年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）等を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

(今帰仁村税条例の一部改正)

第1条 今帰仁村税条例(昭和47年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)) (法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、第3項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第31条第2項の表第1項オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同表第1項を第1号に、第2項を第2号に、第3項を第3号に第4項を第4号に、第5項を第5号に、第6項を第6号に、第7項を第7号に、第8項を第8号に、第9項を第9号に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第33条第2項中「算定する。」の次に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第36条の2第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同条第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は

法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、「前条」を「第89条」に改める。

第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（村民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条

第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項中「第7条第1項の」の次に「規定の」を加え、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の2（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年

3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2削除

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

（今帰仁村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中今帰仁村税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）並びに同条

第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に、「村税条例」を「村税条例等」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条中今帰仁村税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定 公布の日

（2）第1条中今帰仁村税条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに附則第2条第2項の規定 平成28年1月1日

（3）第1条中今帰仁村税条例第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第3条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第2条第7項及び第5条の規定 平成28年4月1日

（4）第1条中今帰仁村税条例第2条第3号及び第4号、第36条の2第9項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第2条第3項及び第8項、第3条第2項、第4条第1項及び第6条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（村民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成26年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成27年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4 新条例附則第9条の規定は、村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

- 5 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の村民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第36条の2第9項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第9項の規定による申告について適用し、同日前に行われる改正前の村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第9項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
 - 3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 4 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 5 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(村たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る村たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る村たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式

第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式
---------	----------------------	-------------------------------------

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに村長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により村たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成27年今帰仁村条例第24号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項

第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該村たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により村長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級

品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を

課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

- 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。(休憩時刻 午後2時49分)
- 議長 東恩納寛政君 再開いたします。(再開時刻 午後2時50分)

大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 失礼いたしました。条例についての説明は住民課長がぜひ説明したいということでございますので、説明させたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 承認第1号、今帰仁村条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、総務省自治税務局から示された市町村税条例等の一部改正についての準則に基づきまして改正をいたしました。それでは改正条文の説明をいたしますが、お配りしております今帰仁村税条例等の一部を改正する条例と新旧対照表に基づきまして、改正内容の説明をいたします。適用条項の改正による字句の訂正や整備等については説明を省略し、村の税務行政の遂行と納税者と密接にかかわりのある主な改正事項について、その概略を説明したいと思います。

今回の改正は第1条による村税条例等の一部改正と、平成26年改正の条例第5号の未施行のものの一部改正を第2条で改正するものとなっております。主な改正内容を説明する前に、新旧対照表対象表の1ページから15ページ、18ページから21ページ及び29ページにございます法人税法及び所得税法等の法律の改正に伴う条文の整備と、また行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う規定の整備等、所要の措置を講ずるものとなっておりますので、説明を省略させていただきたいと思います。

主な改正としまして、1つ目に村条例等の減免申請期限の改正。2つ目に個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長。3つ目に個人の村民税の寄附金控除に係る申告の特例等の創設。4つ目に固定資産税のわがまち特例に係る減税措置の規定の追加及び固定資産税の土地等に係る特例措置の延長。5つ目に軽自動車税に対するグリーン化特例の創設及び平成26年改正のバイク等に係る新税率適用の延長。6つ目に村たばこ税3級品の紙たばこの特例税率の段階的廃止となっております。

新旧対照表の7ページをお願いします。第51条は村民税の減免について規定したのですが、同条第2項の減免の申請書の提出期限について、納期限前7日を納期限までに改める内容となっております。

新旧対照表の10ページをお願いします。第71条は固定資産税の減免について規定したのですが、同条第2項の減免の申請書の提出について、納期限前7日を納期限までに改める内容となっております。

新旧対照表の12ページから13ページをお願いします。第89条及び第90条は軽自動車税の減免について規定したのですが、第89条第2項及び第90条第2項の減免の申請書の提出期限について、納期限前7日から納期限までに改める内容となっております。

新旧対照表の14ページをお願いします。第139条の2は特別土地保有税の減免について規定したのですが、同条の2第2項の減免の申請書の提出について、納期限前7日から納期限までに改める内容となっております。

新旧対照表の16ページをお開きください。附則第7条の3の2は個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除について規定したのですが、個人の村民税における住宅借入金等特別税額控除の対象となる家屋の

居住年の適用期限を現行の平成29年12月31日までとあるものを平成31年6月30日まで、1年6カ月延長するものとなっております。

次に新旧対照表の16ページ及び18ページをお願いします。附則第9条及び附則第9条の2は、個人の村民税の寄附金控除に係る申告の特例等について規定したもので、確定申告表の給与所得者等の申告特例対象寄附者が、個人の市町村民税課税市町村に対する、ふるさと納税の控除申請を寄附先団体が本人にかわって行うことを要請できるといった仕組みを新たに創設するもので、当該寄附金に係る申告を行うことなく当該寄附金に係る特例控除を受けることができる内容となっており、特例控除額の上限についても所得割の1割から2割に拡充する内容となっております。

新旧対照表の18ページをお願いします。附則第10条の2は暫定的な固定資産税の課税標準の特例措置の割合を国が定める範囲内で市町村で定める地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例について規定したのですが、今回新たに規定を追加するものであります。それぞれの所定の法律に定められた施設等導入、配置した者について、その固定資産税の負担軽減を行うものです。なお、特例率につきましては国が定めた範囲の中で示された参酌基準を採用しております。

新旧対照表の22ページをお願いします。附則第11条の2は固定資産税に係る土地の確保の特例について規定したもので、土地の価格は3年に一度評価替えを行います。地価の下落等により課税上、著しく均衡を失すると認める場合は、評価替えにかかわらず据え置き年度においても価格の下落修正ができる特例措置を平成29年度まで継続するとしたものです。

新旧対照表23ページをお願いします。第12条は宅地等の課税標準額に係る税負担増収幅の抑制措置について規定したのですが、現行の平成24年度から平成26年度までの特例措置を平成27年度から平成29年度まで延長するとしたものです。

新旧対照表25ページをお願いします。第13条についても農地の課税標準額に係る税負担増収幅の抑制措置について規定したのですが、同じく現行の平成24年度から平成26年度までの特例措置を平成27年度から平成29年度まで延長するものとなっております。

新旧対照表の26ページから28ページをお願いします。附則第16条は軽自動車税の税率の特例について新たに創設されたのですが、自動車税については平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負担の小さいものについて、平成28年度分の計上した税の税率を軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例の経過を講ずることとしたものです。附則第16条第1項の電気自動車及び天然ガス自動車については、おおむね75%の軽減。同条第2項軽自動車税については、平成32年度燃費基準にプラス20%達成者で、おおむね50%の軽減。軽貨物については、平成27年度燃費基準プラス35%達成者で、おおむね50%の軽減。同条第3項軽乗用車については、平成32年度燃費基準達成者で、おおむね25%の軽減。軽貨物については平成27年度燃費基準プラス15%達成者で、おおむね25%の軽減となります。

新旧対照表の28ページをお願いします。附則第16条の2は村たばこ税の税率の特例について規定したのですが、3級品の紙巻たばこ、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの特例税率の廃止を段階的に行い、平成31年4月1日までに廃止するとした改正となっております。

新旧対照表の33ページをお願いします。第2条による改正、今帰仁村税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）の附則第4条第2項について、平成26年条例第5号にて改正した原動機付き自転車及び二輪車に係る税率の引き上げについて、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとしたものを1年延長し、平成28年度以後の年度分の軽自動車税から適用することとした改正となっております。以上、承認第1号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。

日程第8. 「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成27年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の今帰仁村国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年今帰仁村国民健康保険税条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第1条を次のように改める。

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。） 平成28年1月1日

次ページ以降に新旧対照表が添付してございますので、お目通しを願います。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。

日程第9. 「報告第2号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成27年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	平成26年度村道古宇利線道路改良工事（1工区）
議決された契約の金額	¥54,216,000
専決処分した契約の金額	¥2,700,000

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成27年3月27日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページに工事請負変更契約書を添付してございますので、お目通しを願います。

- 議長 東恩納寛政君 日程第10. 「報告第3号 専決処分の報告について」を議題とします。
本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。
- 副村長 大城清紀君
報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成27年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	平成26年度村道古宇利線道路改良工事（1工区）
議決された契約の金額	¥56,916,000
専決処分した契約の金額	¥820,800

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成27年4月13日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページに工事請負変更契約書を添付してございますので、お目通しください。

- 議長 東恩納寛政君 日程第11. 「報告第4号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第4号

平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を議会へ提出し報告します。

平成27年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページ以降に事業計画書を添付してございますので、お目通しください。

○ 議長 東恩納寛政君 次に議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午後3時11分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 與 儀 常 次

署名議員 上 原 祐 希